

156-参-予算委員会-14号 平成15年03月19日

※平成15年度一般会計予算、特別会計予算、政府関係機関予算について質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

冒頭、イラクの問題、大変緊迫した局面を迎えているわけでございますけれども、官房長官にお伺いさせていただきたいと思っております。

官房長官は先日、記者会見でございますか、このようにおっしゃっている。当初の予定どおりいかなかった、今の段階でそうだとすることは率直に認めざるを得ないと、このようにおっしゃっているようですけれども、この辺りについて御見解をお示しいただきたいと思っております。

○国務大臣（福田康夫君） 我が国の立場というのは一貫して平和解決を望むと、こういうことでありまして、そういうことで、米国に対してもそうですし、また国際社会に対してもそういうメッセージを発し続けてきたわけでございます。残念ながら、そういう方向に行っていないという現状があるわけございまして、その現状というものを、これは直視しなければいけない。

問題は、根源は、イラクの大量破壊兵器を放棄させるということが一番大事なことであります。冷戦後、この大量破壊兵器の存在というものが、これが国際社会に与える影響は極めて大きい、もう一番大きな問題であると。こういう現状にかんがみ、この廃棄をさせようという、そういう強い意志を国際社会が持って事に当たらなければいけない。しかしながら、国際社会が不幸にしてこの最後の段階で意見が分かれてしまったと。

こういうことがあったわけで、そういう状況について私は率直に私の見解を述べたわけでございます。

○辻泰弘君 やはり誤算があった、シナリオに狂いがあったというふうな指摘があるわけですが、ほぼそういうことだというふうに理解していいですか、今のことだと。

○国務大臣（福田康夫君） 世の中すべて思ったとおりにいけばいいんですけれども、しかし、我々はあくまでもそういう平和的な解決ということは望んでいるわけでありまして。不幸にしてそういうことになっておりますけれども、まだ武力攻撃が行われていないけれども、そういう方向に一刻一刻進んでいるということであるならそれは直視しなければいけない、その現実を。

そして、その上で日本は、究極の、より先にあります平和の追求というものをどういう形で実現していくかということに全力を傾けるべきであると思っております。

○辻泰弘君 総理は、昨日も記者会見でおっしゃっていたり、今日も本会議等でおっしゃっていると思っておりますが、ある意味では当然のことですけれども、国民に理解と協力を求めていきたいとおっしゃっているわけですが、これまでの政府の、あるいは小泉総理の御説明等々、国民の理解、納得を得られるものだったと判断しておられますか。

○国務大臣（福田康夫君） 総理の考えは、正に私が先ほど述べたようなことでございます。そういうことはもう再三申し上げているんですね。それが最初から武力攻撃ありきという、そういう議論をされるものですから議論が混乱したように見えます。それはしかし、

その基本的なことはずうっと説明してきた、それはもう全然考え方は変わっていない、最後の段階まで変わっていないと、そういうことでございます。

あと残されたことがわずかにフセイン大統領の国外退去だということならば、それが、そういう可能性があるんならそういうことが実現してほしいと、こういうふうを考えております。

○辻泰弘君 私は、基本的な政府の方針というものが国民には十分語られないまま来たというふうに思っていますが、この問題につきましては、関連で若林議員から後ほど御質問させていただきます。

次のテーマに移らせていただきます。

大島農水大臣にお伺いするわけでございます。

当初の予定でございますと、本日の午前中に衆議院の方で参考人招致というふうな予定だったわけでございますけれども、結果としてしばらく延期ということになったようでございますけれども、いずれにいたしましても、農水大臣が御縁のある方、恐らくは御縁のある、深い支援の方かと思いますが、その方が国会における参考人の招致の対象となられたということについて、そのことについてどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣（大島理森君） 参考人というのは国会でお決めになることですから、そのことについてあれこれ申し上げる立場ではございませんけれども、今、委員がお話をされましたように、言わば平成十二年の選挙の前の方に志として御好意を持ってこられて、しかしそれが全くそれと違った形で存在してしまっただけで、生かされなかったということにおいては、これはもう私自身の元秘書の不祥事であろうと思っております。

そういうことに至ってしまったことは、御本人にも私自身おわび申し上げましたように、大変申し訳ない思いでございます。

○辻泰弘君 大臣、御承知のように、参議院の方では予算成立直後に参考人招致を行うということで与野党で合意をさせていただいているわけでございますけれども、大臣の御主張でいきますと、一点のやましきもないと、そういう御主張だと思うわけですが、しからば、やはりお二人の秘書の方々にも是非出ていただくように、積極的にそういうことで説明をしていただくように大臣からもお勧めをいただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○国務大臣（大島理森君） それぞれの委員会でお決めになることだと思っております。そのことを見守らせていただきたいと思います、こう思っております。

○辻泰弘君 委員会で決めることと言えばそれまでなんですけれども、私は、しからば、委員会の参考人招致でなくても、共同で記者会見をされてもいいと思うんですね。大臣と秘書官の方々と一緒になって、実はこうだったんだということを御説明あってもいいと思うんですけども、いかがですか。

○国務大臣（大島理森君） 私自身は、御質問があれば今日までも資料を出させたり、あるいはまた報告を受けて調査をして誠実に答えて今日までまいったつもりでございますし、これからもそうしてまいりたいと、このように思っております。

○辻泰弘君 この問題につきましても、後ほど関連で若林委員から質問させていただきますので、次のテーマに移らせていただきますが、次は法務大臣にちょっとお伺いさせてい

ただきたいと思います。

例の名古屋の刑務所での暴行事件等々、一連の事件といいますか、はっきり言いまして、ある意味で隠ぺい体質等々も含めてですけれども、いろいろ法務省にまつわる不祥事といいますか、そういうことがあったわけですけれども、率直に、法務大臣からごらんになって法務省という役所をどう見ておられるか、教えていただきたいと思います。

○国務大臣（森山眞弓君） おっしゃるとおり、一連の名古屋刑務所事件によりまして矯正行政に対する信頼が大きく損なわれまして、矯正局による国会に対する説明に不正確、不適切な点がございました。法務省は隠ぺい体質であるというような厳しい御批判をいただいております。そればかりでなく、人権擁護関係職員等が一生懸命人権擁護の職務のため努力しているにもかかわらず、法務省全体が人権意識が疑われるというような御不信までいただいているということは、大変残念なことでございます。法務大臣といたしましては、非常に大きな責任を痛感しております。

私自身が、まさか法務省の職員が革手錠を凶器のようにして使うとか、消火栓のホースでその放水を人に向けてというようなことがあるとは、よもやと想像もいたしておりませんでした。担当部局からより多くの情報を得ておりますれば、もっと早い時期にもっと積極的に指揮監督できたのではなかろうかと非常に残念に思っております、自らの不明を恥じているところでございます。

これまでの指導が十分であったとは決して思いませんが、矯正行政の責任者としてその立て直しに私なりに努力しておりますし、法務省の関係者、事務次官以下関係の局長、課長その他かかわる職員の皆さんが非常に強く反省しております、徹底調査するよという私の指示にこたえて幾つかの緊急措置を講じてもらいました。

それだけではなくて、行刑運営の在り方全体を徹底して見直さなければならないということで、省内に行刑運営に関する調査検討委員会を設置いたしまして、私も折々そこに参加いたしまして、国民の不信を払拭するために最大の努力をしようということで取り組んでおります。

例えば、革手錠の廃止も早速決めさせていただきましたし、情願は全部私が読むということにいたしまして現にやっておりますし、今までの、従来の発想や常識にとらわれない大胆な方策で新しく生まれ変わらなければいけないというふうに思っております。近く、第三者の御意見もいただくべく、行刑改革会議を発足させたいと思っておりますし、そのような御意見をよく承って、幅広く国民の御信頼を再びいただけますような法務省に生まれ変わってほしいというふうに思っております。

国民の不信を招いたことへの反省の下で、各方面からの御批判、御意見を真摯に受け止めるというまじめな態度で一生懸命やっているというふうに私は感じております。

○辻泰弘君 法務省自体についての評価はストレートにはお聞きできなかったのは残念でございますけれども、ひとつお聞きしておきたいんですが、二月の二十八日ですか、処分をされておりますですね。大臣御自身も三か月の給与返納でございましたか、そういうようなことも含めての処分がございました。

この中にくだんの中井局長も入っておられたわけですけれども、今回、国会にその資料提出について虚偽を言っていたということで謝罪をされているようですが、このことについてはもうこれで不問に付されるということでしょうか。

○国務大臣（森山眞弓君） 先般の処分は、取りあえず五月の事案と九月の事案の監督者ということの処分がございましたので、さらにまた別の件が近く明らかになりますので、それを受けまして、また改めて処分を加えなければならないと考えております。

○辻泰弘君 大分もう、大臣もいろいろな懸案を抱えられて大変だと思いますけれども。

それで、大臣が最近おっしゃっていることで、今の死亡帳のことについてもですけども、つい最近までそんなものがあること自体知らせてもらえず困ったことだと、こんなふうにおっしゃっている。また、昨日の我が会派の朝日議員に対してだったと思いますが、法務大臣、監獄法の見直しについてですけども、一九〇八年施行の現行法について、人権感覚が入っていないと、こういうふうにおっしゃっていると。

すなわち、人権感覚が入っていない法律が今日まで存在しているということ、それを行政のサイドで放置していたということにもつながるわけだと思うんですけども、そういう意味での法務省の体質といいますか、そのこと自体、大臣、どう率直に思っているか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣（森山眞弓君） 明治の終わりのころにできた監獄法に基づいて運用されている面がまだかなり残っておりますし、行政がそれを放置したとおっしゃいましたけれども、実は、これは困るということで何度か改正の動きをいたしまして、しかし、それが国会方面の御理解を得ることができなくて、結局そのままとんざしてしまったということであつたと聞いておりますが、いずれにいたしましても、その古い百年近く前の法律が基になっているということが非常に大きな問題ではないかというふうに思っておりますので、いろいろな困難はあるでしょうけれども、それを乗り越えて、何とか新しい時代の、もう二十一世紀なんですから、新しい時代の行刑あるいは矯正行政というものを作ってほしいというふうに思いますし、私も、お役に立てば、いささかの協力をし、前進していきたいというふうに思っております。

○辻泰弘君 大臣、一言で言って、法務省という役所は人権感覚に満ちた役所だと思っ

○国務大臣（森山眞弓君） 人権の尊重というのは法務省の仕事でもございますし、それを担当しております人権擁護局というのは大変に一生懸命頑張っておりますので、それを所管し、かつ努力をしている役所だというふうに思っています。

○辻泰弘君 ちょっと別の角度から大臣にお伺いしたいと思うんですけども、大島農水大臣の元秘書の問題で、衆議院法制局に答弁書作りを依頼されたというそのときに、大臣は記者会見で、もし報じられたとおりでとすると、どうしてそういうことが表に出たのか非常に疑問に思うと、このようにおっしゃっておるようでございます。

私は、ここは非常に印象に残りまして、と申しますのは、倉田参議院議長は、やってはいけない禁断の実に手を付けた、三権分立の基本に触れるのではないかと、このようにおっしゃった。また、自民党の堀内総務会長は、普通は顧問弁護士に相談するでしょうねと、このようにおっしゃった。また、衆議院の綿貫さんも、結果責任を問うことも考えないと、衆議院法制局のことですけども。

こういうふうには、そういうふうに出たこと、そしてそのこと自体の問題点ということでおっしゃるわけですが、大臣は出たこと自体を取り上げて指摘されているという、その部分がちょっと私はとらえ方としてほかの方と違ったと思うんですね。はっきり言いまして、隠ぺいの体質にと言われてもやむを得ないような、そんなふうにも受け取られるところがあるわけでございます。その点についてちょっと御説明いただきたいと思

○国務大臣（森山眞弓君） これは、たしか二月二十八日の記者会見だったと思いますが、

突然そのような質問がございまして、私もおっしゃったようなことを発言したかと思いませんけれども、その際に、本人にお聞きしたわけではありませんので実際のところ事実はどうであったかよく分かりませんとまず申しまして、私が議員としてこれまでの経験から申し上げますと、衆議院法制局といいますのは、議員立法を行うときだけではなくて、議員が政治活動を行う上でぶつかる様々な法律的な問題の相談に乗っていただくというところであるのかなというふうに私の個人的な感じがございまして、その中にはいろいろと未成熟なものもたくさんあるわけございまして、そのようなことが一つ一つ報道されてしまうのはやはり困るんじゃないかなということを一国会議員の立場といたしまして感想を申し上げたようなわけございまして。

その後、新聞で私のこの発言を取り上げて報ぜられたのはその日の夕刊でしたか、見せてもらいましたが、どうしてそういうことが表に出たのか非常に疑問に思うと不快感を示したと書いてありましたが、不快感というのは非常に私は不思議に思ったわけで、不快感だったのではなくて、なぜそうなったのかなということを私の言葉で不思議だなということをつつもりで、別に不快というふうに思ったわけではないのでございまして、新聞記者の筆でそのようになったなということとそのとき感じたわけございまして。

○辻泰弘君 不快感を示したという記事に不快感を示されたということだと思いますけれども。

この点、最後で、官房長官にちょっとお聞きしたいんですけれども、やはりこの一連の経緯を見ますとき、法務省が、率直に言いまして、人権感覚に満ちた役所というふうには正直言って思えないわけございまして。

それで、霞が関では人権所掌が法務省と、こういうような論理があるようございましてけれども、折しも人権擁護法案が審議になっているわけございましてけれども、これは人権委員会が法務省の外局ということになっているわけございましてけれども、やはりこれはそういうことの反省の上に立って、やっぱり法務省から切り離して、内閣府の外局に位置付けるということで、根本的に考えるべきだと思うんですけれども、官房長官、いかがでしょうか。

○国務大臣（福田康夫君） 今回の名古屋刑務所で起こった事件は、これは法務大臣もいろいろと答弁されておりますけれども、本当に想像も付かないような異常な事件だと思います。率直に言って、法務省、大いに反省すべき、大いに反省しなきゃいけない、そういう問題だと思います。法務大臣もこの調査と原因究明、そしてこの改善、法務省の、そういうことが起こらないようにするための改善、そういうことを約束しておるわけございましてから、これはこれで一生懸命やっていたかなくちゃいけないと、こう思っております。

今御質問の点につきましては、これは、この法務省の中で人権問題というとなかなか専門的な知識を必要とするという、そういう部門でございまして、そういうことで、そういう専門知識を持っている方が豊富にいる、そういう法務省の方がよりの確に仕事ができるのではないかと。

それから、この職権行使、職権行使は所轄の法務大臣からの影響も受けることがないよということ、法務、あれは何でしたかね、高度の独立性を確保するということになっております。そういう意味で、法務省の外局として設置しても独立性の観点から問題はないのではないかと、こういうふうに考えておる。

また、こういうような組織体制にすることについては、平成十三年の中央省庁の再編に当たって、やはり人権擁護というものは国民の権利擁護をその基本的任務とする法務省において引き続き所掌すべきことであると、さらにこの部分は充実強化すべきものとして整

理をされておると。

こういうようなことがございますので、御質問にありますように、内閣府に設置することにはなっていないのであります。ただいま申しましたように、独立性も完全に担保されているということもありますので、このままでお願いをしたいと思っております。

○辻泰弘君 今おっしゃった、専門家が、だからとおっしゃったんですけれども、専門家でありながら実際、人権というものが守られていないということをやはりしっかりと見詰めるべきだということと、今考えておられる地方人権委員会は地方法務局に位置付けられるようだけれども、地方法務局はそれ以外の法務大臣の指揮監督を受けることもやるわけですから、同じフロアといいますか同じところで、ある部分は独立性はあるんだと言っても同僚がやるようなことですから、ある意味では完全に独立しているとは言えないんじゃないかと私は思っております。

そういう意味で、やはりこういうものは組織としての区分けが明示されていて初めて本当に独立性というものが保たれると思いますので、そういう意味ではやはり法務省から完全に組織的にも切り離して、内閣府の外局と位置付けるようなことで是非御検討いただきたいと、この点、申し上げておきたいと思っております。

次に、テーマを変えさせていただきますけれども、これも官房長官にお伺いしたいと思います。金融、日銀の問題になりますけれども。

先般、日銀副総裁、ああ、総裁になられる福井さん始めとする方々と総理がお会いになったようでございますけれども、その節に、日銀との定期会合を正式に新設、いわゆる定期会合を新設するというふうな報道がなされたり、実はそうでないような、その辺が必ずしもよく分からないところがあるんですけれども、正式に合意されたのでしょうか、いかがでしょうか、あるいは提起されたのでしょうか。

○国務大臣（福田康夫君） そもそも、金融政策というものは経済政策の一環でございます。ですから、そういうことで日銀、日銀が、金融をつかさどっている日銀の政策について、政府とこれはやはり一体的に考えていくべきものは多いと思います。

もちろん、日銀の独立性とかそういったようなものは守っていかなければいけませんけれども、しかし、経済政策という立場で政府と日銀の考え方が食い違っているとかいうようなことがあってはならない。そういうことで、不断に両者の意思疎通というものは十分に図られていなければいけない、そのように考えております。

御質問の、定期的な会合を開くかどうかと、こういうことでございますけれども、そういう趣旨でそういう意思疎通の場を設けるということは、これは私は必要なのではなからうかと思っております。そして、そういうことを総理から日銀の総裁にも、新総裁にも申し上げたことがございます。

ただ、定期的という言葉は若干ニュアンスが違いまして、意思疎通が図れる程度の回数というようなことで、別に毎、例えば四半期ごとの第一、最初の月の第一月曜日に会うとかそういったような定期的なものではなくて、経済、金融の動きも非常に速いときもありますから、そういうときは回数が多くなるかもしれぬ。しかし、何も無いような状態のときにしょっちゅう開く必要もないではないかというのであれば、それは若干間が延びるかもしれぬけれども、私は年五回ぐらいかなと、こんなふうに申したんですけれども、財務大臣はその後四回か五回かなと、こんなふうに言われております。

大体そんなふうな感じでもって意思疎通を図っていくのがいいのではないかということをお願いいたします。

○辻泰弘君 会合を持たれて意思疎通を図られること自体は極めて結構なことだと思うんですけども、新たな場が必要というところが少し釈然としないと思うんです。たしか塩川財務大臣、経済財政諮問会議もあるし、いろんな局面で、会議で意思疎通を図っているというふうな御答弁がこの間あったと思うんですけども、そうだったですね、ちょっと。

○国務大臣（塩川正十郎君） もちろん、経済財政会議では意思疎通を図っておりますが、先ほど官房長官のお話にございましたように、お互いがやっぱり自由に意見を述べ合っただけで意思疎通を図ることが主体でございますので、そちらに重点を置いておると。政策の協議をする場というものじゃなくて、意思疎通を図ることが重大だと思っております。

○辻泰弘君 そうすると、経済財政諮問会議もこれあり、あるいは日銀法に基づく金融政策決定会合に財務大臣も経済担当大臣も行ける、場合によっては内閣総理大臣も行けるといふような規定があるわけですが、そういうことの場合よりもっと、ある意味ではもう少しフランクな場が必要だと、そういうふうな感じでございますか、塩川さん、どうですか。

○国務大臣（塩川正十郎君） ほぼそういう意味合いでございます。

○辻泰弘君 そこで、先般、福井総裁と会合のときに小泉総理から要請文を渡されたという文章で九項目にあるやつを渡されたというふうに聞いているんですが、それは事実でしょうか。

○国務大臣（福田康夫君） 総理から、その会合のときに総理の発言メモというのを作りまして、それに基づいて総理が何項目かにわたって申し上げました。それは本来、総理用のメモでございまして、新しく総裁になられる方にお渡しする性質のものではなかったんです。それを、私の言ったのは大体こういうふうなことだからというので、総理が最後に別れ際にお渡ししたということで、内容は総理が言われたことと全く同じこととでございます。

○辻泰弘君 竹中大臣にお伺いしたいと思うんですけども、大臣もやはりこの新たな、今おっしゃった、年五回とおっしゃいましたけれども、そういう日銀との意思疎通の場というものが、必要性をやはり認識されておりますか。

○国務大臣（竹中平蔵君） 複雑な経済問題をお互い考える上で、意思疎通の場は非常に多様であるということはやはり好ましいことだと思います。諮問会議、政策決定会合に加えて今議論になっているような意思疎通の場を持つというのは、これは大変意味のあることであると思います。

○辻泰弘君 竹中大臣、もう一つ聞きますけれども、昨日、衆議院の方で福井次期総裁が発言されて、いわゆるETFなどに限定せずに幅広く買入れ対象を検討していきたいと、こういう発言をされているんですけども、このことについてどのように評価されておるのでしょうか。

○国務大臣（竹中平蔵君） 予算委員会でも何度か御答弁させていただいていますように、やはり政府、日銀一体となってデフレを克服するためにはマネーサプライを増やしていかなければいけないでしょう。その方策として、日本銀行が資産を、何らかの資産で購入す

るということも、当然やはり我々としての期待はございます。その方策について、しかし政策手段について、具体的にこれは日本銀行が独立してお決めになることとございますから、様々な可能性を御検討くださるということに関しましては、これは大変我々も重要なことであると思っております。

○辻泰弘君 私、この部分、先般もお伺いして、やはりもう少しこうするというを出してはどうか。中抜きという御指摘があったわけですがけれども、政策目標、政策手段という中で、政策手段は日銀の独立性をと、こういうふうにおっしゃっていたわけですね。

ただ、このETFについても、突き詰めていくと、日銀は今の法律では、日銀がオペにより買い入れることができる資産は手形あるいは債券に限定されており、ETFの購入は想定されていないと、こういうのが見解になっているわけとございますね。これは答弁、私いただいているわけです、国会で質問して答弁いただいているわけですがけれども。

そうしますと、例えばそれを買うときには、法改正が伴うのか、あるいは四十三条の、日銀は、この法律の規定により日銀の業務とされた業務以外の業務は行ってはならないと。ただし、この法律に規定する日銀の目的達成上必要がある場合において、財務大臣及び内閣総理大臣の認可を受けたときはこの限りでない。ここで読むかどうかということで、例えば、そういうことは政府としては準備しますからそのことについて検討してくださいと、こういうようなことはやはりおっしゃってもいいんじゃないかと思うんですけれども、それは私は独立性を尊重する、阻害することにはならないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣（竹中平蔵君） そこは正に、政策手段としてどのようなことをやるべきかということ、これはやはり日本銀行にお決めいただくことだと思います。

その上で、もちろん政府の、総理大臣、財務大臣の認可が必要な場合については、それはその場合に応じてこれは適宜適切に判断していくということになるわけでありましてけれども、こういうふうにしますからこういうふうにしてくださいというのは、これはやはり政策手段の問題にかなり立ち入ったことになるのではないかなど。今、お話を伺う限りではそのように考えております。

○辻泰弘君 次は、竹中大臣、税制についてお伺いしたいと思うんですけれども、そもそも昨年の八月に、総理は、「シャープ以来の税制改革により、」と、こういうことをおっしゃっていたと。それと同じこととございますけれども、竹中大臣は五十年ぶりの抜本的な税制改革をやると、こういうふうにおっしゃっていたわけですね。

今回の税制改革があったわけですがけれども、これは正にシャープ以来の五十年ぶりの抜本的な税制改革という名に値するかと考えていらっしゃるかどうか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣（竹中平蔵君） 税制改革に関しましては、昨年の夏に総理からの直接の御指示もありまして、また閣議決定しました骨太第二弾の中にもその趣旨を、今、正に委員御指摘のように抜本的にやるということを明記しております。重要な点は、この抜本的な改革は複数年度にわたってやはり行わなければいけないものであって、平成十五年度の税制改革というのはその初年度として位置付けられるべきものであるというふうには思っております。

当面、経済がこのような状況下にある中で、経済活性化、経済の活性化に重点を置いた施策、この十五年度の税制改革の案として用意したわけとございますけれども、これは極めて抜本的なものとして、複数年度にわたって、引き続きそれを実現するために努力して



いくつもりでございます。

○辻泰弘君 大臣は、経済演説の中で、「引き続き包括的かつ抜本的な税制改革に取り組みます。」と、このようにおっしゃっているわけですが、それを貫く理念は活力ということになるわけでしょうか。

○国務大臣（竹中平蔵君） これは骨太の中に明記してございますけれども、税制を支える理念としては、簡素であり、中立的なものであり、それは資源配分をゆがめないという意味で中立的なものであり、それと公平なものであるということになると思います。それを実現するに当たって、しかし中立というのは経済の活性化のために中立性が重要だということであるから、これは我々としては、これを活力というふうに理解したいと。

その意味で、今回の税制改革等々に取り組んでいるわけでございますけれども、税制の理念としては今申し上げた三つのポイント、これは以前から主張されていることであると思いますけれども、それをやはり、新しいライフスタイル、我々が、税制が人々のライフスタイルをゆがめないように、そうした点も踏まえて新しい時代にふさわしい形にしているということが税制改革の目指すべき方向だと思っております。

○辻泰弘君 竹中大臣は、昨年、私質問しました際に、今の税制というのはその時々に必要な政策減税といえますか、一時的な租税特別措置的なものが積み重なって継ぎはぎの税制になってしまっている、こういうふうにおっしゃっていたわけですか。それはもう一貫した御主張だと思うんです。

今度の十五年度の税制改正による減税、一兆七千百三十億ですか、これは国税の方だと思っておりますけれども、これのうちの租特法の改正によってのものが一兆六千百億円あるようにございまして、ほとんどが租特によっているわけなんです、そういう意味では、大臣がおっしゃっていた継ぎはぎの税制がまた積み重なったようにも思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣（竹中平蔵君） 御指摘の点をめぐりましては、経済財政諮問会議の中でも様々な意見がございました。むしろ、活性化に向けてはいわゆる法人税率、本税率そのものを下げる方が必要でないのかというような意見もございました。これは多年度を通じてそういった方向を実現していきたいというふうに考えておりますが、当面は限られた財源で経済活性化に特に資するものということで今回の案になっているわけでございます。

繰り返し申し上げますけれども、これはやはり多年度を通して先ほどから申し上げているような方向を実現していくべきものでありますので、その初年度としての十五年度税制改革というふうに御理解をいただきたいと思っております。

○辻泰弘君 ということは、来年度も当然新たな税制改革を続けていかれるということになると思うんですけれども、その場合に、先般、「あしたの経済学」というのを大臣名で本を出されておりますけれども、その中に、明確に、「中期的には法人税率そのものも引き下げるべき」と、このようにおっしゃっているわけですか。

そのことについては、まずその方向での抜本改革が一つあるということですね。

○国務大臣（竹中平蔵君） 内閣府等々の試算でも、法人の税負担が諸外国に比べてやはり相対的に重くなりつつあるというような結果が示されているというふうに理解をしております。中期的に諸外国の動向等々をにらみながら法人税の税率そのものを考えていかなければいけないというのは、これは政府税調でも議論をなされているというふうに聞いて

おりますし、中期的な課題としてはやはり私も重要であると思っております。

○辻泰弘君 また同じ「あしたの経済学」という、「あした」というのはちょっと間延びしたような気がするんですけども、その中で、「税負担を「広く、薄く」して、みんなが納得できる税制にすべきだ」、こうおっしゃっているわけですね。このことは、いわゆる諸控除の縮減、廃止による課税最低限の引下げということも一つ考え方としてはあるんでしょう、論理的帰結として。あるいは消費税の引上げということもあるのかもしれませんが。その辺はどう考えていらっしゃるんでしょうか。

○国務大臣（竹中平蔵君） 方向としては、たくさん、できるだけ多くの人が税を分かち合って負担する、そうすることによって税率そのものが低くなる、その考え方は私は大変重要だと思います。その広く、薄くを実現するためにどのような税の設計があるかということに関しては、この税の設計そのものは経済財政諮問会議では特に議論をしておりませんですけども、方向としてはやはり様々な手段、施策を考えていかなければいけないというふうに思います。

○辻泰弘君 そうすると、トータルで見まして、法人税の方は税率そのものを下げていく方向、所得税の方も課税最低限を引き下げる方向、それから消費税の方は上げるという方向と。要は、そういう意味でのシャープ税制の直接税中心主義的なものを、そのことを変えていくことが改革である、そういうことになるんでしょうか。

○国務大臣（竹中平蔵君） 基本的には、簡素、公平、中立、活力という三点、四点を重視しながら、広く、薄く、公平感のある税制を目指すことが、やはりこれは中期的な方向としては必要であるというふうに思います。

○辻泰弘君 もう一つ、所得税のことでよく竹中大臣は、レーガン税制よりも、日本は所得税制がアメリカよりもまだ累進性が高いというふうな御議論もされていたりして、所得税の税率自体はどうお考えですか。

○国務大臣（竹中平蔵君） 日本の所得税の累進構造というのはかつて非常に強いものであった。それが何度かの税制改正によって、アメリカと比べて日本の限界税率が極端に高いという状況ではなくなっているというふうに理解をしております。その点は九〇年代後半の税制改革というのは非常に大きかったのだと思います。

ただ、これは例えばですけども、相続税等々入れてライフサイクル全体で見た限界税率がどうかということに関しては、これは専門家の間でもいろんなまだ意見があるというふうに認識をしております。そうした幅広い点からの議論も今後必要になってくるというふうに思いますが、当面のいわゆる累進構造に関しましては、九〇年代後半の改革を通してこれは以前の姿とはかなり違ったものになっているというふうに思っております。

○辻泰弘君 相続税、贈与税のことで実はこの本の中に、ちょっと見失いましたけれども、書いていらして、その部分をもっと下げるべきだと出ているんですけども。この本が出たのは一月なんですけれども、今度の税制改正で七〇から五〇に下げられましたですね。それは加味してですか。要は、五〇よりもっと下げろということをおっしゃっているんでしょうか。もう五〇で一応いいよということなんですか。

○国務大臣（竹中平蔵君） これは、私個人としてどのような税率が最も望ましいかとい

う考え方、ないわけではございませんですけども、今回の御審議いただいている税制案というのは、現時点で財源の問題も考えて可能な範囲でしっかりとした改革になっているというふうに思っております。

○辻泰弘君 大臣、この本は、私、率直に言いまして、「経済財政政策・金融担当大臣 竹中平蔵」というふうに出ている本でございまして、私は率直に言いますと、肩書が大臣であるという本を出されるのは、在任中に出されるのは、私は率直に言っていかがかなと個人的には思っているんです。

その終わりに、「大臣の発言は相手に聞かれたことに答える、ということの連続」だと。「どうしても必要最低限のことを慎重に発言する」、「気がついてみると経済に対する見方を正確に伝えることがとてつもなく難しくなっていた」と、このように書いておられて、「難しい時代だからこそ、本当に「日本経済のあした」はどうなのか、わかりやすく論じたいと考えた」と、このようにおっしゃっているわけですね。

お気持ちは分かるようにも思うんですけども、しからば、こういう答弁のときに御自分のお考えをはっきりおっしゃったらいと思うんですけども、そのときは逃げておいて、そういうときに言えないからこの本出すよと、こういうのはちょっとどうかと思うんですけども、いかがですか。

○国務大臣（竹中平蔵君） 私は、その本に書いてあることと答弁していることというのは全く同じことであるというふうに思っております。

ただ、そこに書いてあることを全部、なぜ構造改革が必要なのかということ朗々とやらせていただきますと物すごい時間がたってしまうと、特に参議院の場合は片道の時間でございまして、とてもそんな答弁はできない。そういう趣旨でございまして、その点、是非御理解いただきたいと思っております。

○辻泰弘君 重ねて竹中大臣にお伺いしたいんですけども、ちょっと前になりますけれども、大臣は、デノミについて検討する価値がある、経済的には景気の刺激効果があり、社会的にも心機一転スタートするというインパクトを与えるということで、これはタウンミーティングの後の会見でおっしゃっているようなんですね。このことについて大臣はどのように、そういうふうに価値があると思われたならば、どのように実現に向けて努力されたのか、教えていただけますか。

○国務大臣（竹中平蔵君） まず、随分以前のタウンミーティングであったというふうに思いますけれども、アメリカのドル、ユーロ、円を考えると、これやはりどこかの時点である意味でけたをそろえるというようなことはやっぱり私は議論になってくるのだというふうに思っております。さらには、デフレ状況、人心一新ということも考えても、私はやはり議論はなされるべき問題だと思っております。

ただ一点、これは経済刺激効果があるかどうかということに関しては、これはある状況下では、例えばある状況下では経済刺激効果になりますが、これは同時にコスト負担でもありますから、経済が疲弊している状況ではこれは必ずしもそうではないと、そういう趣旨のことも申し上げているつもりでございまして。

この問題に関しては、私は一般論としてこういうことを考えようよということは、これはいろんな方々に幅広く申し上げておりますけれども、現時点で直ちにこれは行動を起こせるかと、このコスト負担等々も考えますと。そういう視点を持っておりますので、少しじっくりといろんな方々と議論をしているところでございまして。

○辻泰弘君 これもちょっと古いこととなりますけれども、竹中大臣は新型の転換国債というものを提案をされたということがございました。これについてはどういうふうに努力されたでしょうか。

○国務大臣（竹中平蔵君） 転換国債だけではなくて、私は、例えばインデックス債とか、特にデフレとの関係でインデックス債、そういったことも含めて国債の形態を多様化していく必要があるということをおこなってから申し上げているつもりでございます。転換国債だけが大きく新聞に出たことはございますが。

これについて、実は正にいろんな方々と幅広い議論をしてきた中で、経済財政諮問会議におきまして、今年の一つの大きなテーマとして公的な資金の流れの問題を議論しようとして。この中で、公的な資金、最終的な受け手としての国、国債、その国債の発行残高がここまですべてなっている中で、やはり国債管理政策というものも、これは財務省が従来から一生懸命やってはいるわけですが、従来以上に戦略的にやらなければいけないであろうと。そういう形で今年、諮問会議の中でも議論されるようになってきたというふうに認識をしておりますので、その様々な多様な国債の発行、その国債の価格的な管理に向けての準備が進んでいるというふうに思っております。

○辻泰弘君 公的資金の流れ、国債管理政策ということで受け流されたようなところありますけれども、直接的にこの新型転換国債ということをお示しした、そのことがフォローは多分なかったんではないかと思うんです。

もう一つ、これもちょっと前ですけれども、平成の検地という言い方でおっしゃったことがあると思うんですけれども、その点についてどういう構想でどういうふうに努力されたか、教えていただけますか。

○国務大臣（竹中平蔵君） 平成の検地ということをお示ししたときには、基本的には幾つかちょっと複数の意味でお示ししました。

地籍の調査のようなものも一つございますし、もう一つは、公害との関係で、これはいわゆるかつてNPO、NGOが中心になってごみマップを作ろうではないか、環境マップを作ろうではないかと。そういうところに対して、実は例の地域の特定雇用のための基金が一昨年の第一次補正で、昨年の第一次補正でございましたけれども、そのような中で、こういうようなNPO等々がごみマップを作りますと、そういうところに対しては基金からお金が出ますと。そういうような形で政策としては一歩進んできたというふうに私は認識をしております。

地籍の問題に関しては、これは扇大臣がいろいろと御苦勞をしてくださっておりますし、その意味では非常にいろんな形でそれが政策としては実現する方向に向かっているというふうに思っております。

○辻泰弘君 済みません、ちょっと今の、詳細を知らなくて悪いんですけれども、NPOの関係の雇用のやつは進んだということなんですよ。おっしゃっていた日本の地質を徹底的に調べ国土資源の活用を考える平成の検地というような意味での雇用につながったんでしょうか。

○国務大臣（竹中平蔵君） 既に一年以上前に実現したものとして、今申し上げたような基金のものが一つございますということでもあります。

それと、もっと抜本的な地籍の問題については、これは扇大臣の持論でもございまして、扇大臣の方でいろいろ御苦勞いただいているというふうに認識をしております。

○辻泰弘君 五百三十万の雇用創出計画、雇用を創出するということがございまして、竹中大臣もおっしゃっていましたし、内閣府としての資料にも出ているわけでございます。総理もおっしゃっておられたわけでございます。それでまたこの本にも、「あしたの経済学」にも、「五百三十万人という可能性に向けて、努力していくことが重要です。」と、このようにおっしゃっているわけでございます。このことについてはどのように努力をされたでしょうか。

○国务大臣（竹中平蔵君） これは、島田晴雄先生が座長になっている諮問会議の専門調査会での報告で、諸外国等々に比べてサービス業で五百三十万人程度まだ雇用を増やせる可能性があるという指摘があります。その実現に向けてどのようにしているか。

実は、島田先生御自身が特命顧問になっていただきまして、例えばケアハウスについては、例えばプロジェクトそのものをいろいろ育成するような努力、これは内閣府の特命顧問として行っていただいております。さらには、我々としましても、どの部門でのサービスの需要が伸びているか伸びていないか、これをフォローする形で、実は統計そのものはなかなか取りにくいんですが、フォローをしております。

結果から言いますと、ほぼ予想通り伸びているものとしては、社会保険、社会福祉、情報サービス、人材派遣等々がございまして、伸びていないものとしては、旅行サービス、弁護士等々がございまして。

このうち、したがって我々の政策努力としては、旅行サービスについては、正に観光立国を目指した懇談会を官邸、内閣官房に立ち上げて、後れている部分については更にそれを補強しようと。総理はこれを、日本を訪れる観光客を今の倍にしようという目標を掲げて先頭に立ってくださっております。そのような形で実現をしていこうというふうに考えているわけでございます。

○辻泰弘君 雇用は当然、厚生労働省もかかわっているわけですが、このことについて、どうも五百三十万というやつと厚生労働省の、雇用が一番責任を持たれるところとの、役所との連携というものが私はどうも見えないんでございます。

厚生労働大臣、この五百三十万のプランというものについて、厚生労働省に、そういうことについて具体的にどうやっていこうということでの連携というのはあったんでしょうか。連携というか働き掛けといいますか、要請はあったんでしょうか。

○国务大臣（坂口力君） 五百三十万の雇用につきましては、これは第三次産業を中心にしてみれば、それだけの雇用を発生することができ得るということでありまして、具体的な発生させるためのプランではないというふうに認識をいたしております。

したがって、そうした考え方を受けて、我々の方で第二次産業から第三次産業へというふうに移行させるためにどういう手だてをしていったらいいかというようなことで我々も懸命にやっているところでございます。この二年くらいな間は大体年間五十万ぐらい新しい第三次産業が発生をいたしておりますので、その緒に就くことができ得たというふうに思っている次第でございまして。

○辻泰弘君 竹中さんの方から厚生労働省に、こういうことあるのでこういうことを一緒に考えていこうということが私はあってしかるべきだと思っていたんですけども、この間それが見えなかったというのは私は残念に思っているんですけども、竹中さん、そういうことは考えておられなかったんですか。

○国務大臣（坂口力君） もちろん、経済財政諮問会議等でもその問題が取り上げられまして、大臣の方から、是非そうしたことで検討してほしいというお話があったことは間違いございません。

○辻泰弘君 大臣、遅れてこられるということだったんですけれども、せっかくだから、今の五百三十万に関連してちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

かねてより、私、雇用対策基本計画の改定をということを申し上げておりました。もう二年半前になってしまっておりまして、大変古い計画、今や古い計画になっていると。この雇用対策基本計画は経済計画とリンクするということが雇用対策法に決めておられて、昭和三十年、四十年代からずっと、昭和四十年代ですね、ずっと経済計画が変わるたびに雇用対策基本計画が作られてきたと、こういう歴史を持っているわけです。

昨年、経済計画は「改革と展望」ということで新たなものになった。にもかかわらず、雇用対策基本計画の方は従前のままということになっているわけでごさいます、そして非常に指摘も、今や六十歳以上を示すであろう高年齢層が五十五歳というふうにされているとか、それから、もう既に失効した法律がその中に書いてあるとか、それから、今、二〇〇三年であるにもかかわらず、二〇〇一年度末までの臨時応急の措置の活用とかいう、もう既に、もう何年も前の話のことが出ているような雇用対策基本計画が現行の政府の雇用対策基本計画になっているわけなんです。

この改革、改定を私は是非取り組んで、雇用対策、雇用の厳しい折柄ですから、計画作ったからすぐ雇用が生まれるわけじゃありませんけれども、やはり基本的な姿勢としてそこから出発すべきだと思うんです。その中で五百三十万とかも位置付けて、そういう中で本当に実効ある雇用対策計画を作っていただきたいと思うんですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 先ほどお触れになりました昨年一月の「改革と展望」の中にかかなり新しい雇用対策につきましたの書きぶりがございまして、特にその中で、ミスマッチを解消していくためにどういうことが必要かといったようなことが書かれているわけでごさいます。私たちも、この「改革と展望」を中心にしまして今、様々な問題を展開をしているわけでごさいます。

先ほど御指摘になりました第九次というのは平成十一年であったというふうに記憶いたしておりますが、急ピッチで雇用対策も進んでいるものでごさいますから、平成十一年と比較をいたしますと、かなりそのころよりも進んだことも事実でごさいます。

御指摘のように、そうした見直しというものも私たち念頭に置きながらこれからやっていかなければならないというふうに思います。

○辻泰弘君 この雇用対策基本計画の改定は是非取り組んでいただいて、その中で、その雇用の今の状況を踏まえて今後の展望を開いていただきたいと思うわけです。

それで、もう一つ竹中大臣にお伺いしたいと思うんですけれども、最近、率直なところ、与党内から、竹中大臣に任せられないといいますか、そういうような発言が続いておるわけでごさいます。先日も、デフレ不況は全くの人災だ、今は学者に任せてはいけない時期だと、そのような発言が出ているわけでごさいます。

かつて、竹中大臣がインタビューで答えられて、こういう発言がございまして。学者ごとき何が分かるかと平気で言う人がいるのは事実です、これはすごい差別発言です、日本のジャーナリズムの中にも政治の中にも門前払い的な議論をする傾向が根強くある、そういう差別的な社会であるということを見出したのはこの立場になって得た一つの収穫でしょうねと、このようにおっしゃっているんですけれども、その見地から見ますと、最近

の与党内を中心とする竹中大臣に対しての物言いはやはり差別的にとらえていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣（竹中平蔵君） いろんな御批判があるということは承知をしております。必ず批判は違う二つの方向からやってまいります。改革をするから経済が悪くなるんだ、改革やめろという御批判、いや、改革をもっとやらなきゃ駄目だ、改革が遅いからこういうふうになるんだ、もっと激しく改革をやれという御批判、常にその二つの御批判があると思います。

しかし、私は、改革はやはりやらねばならない、改革こそが日本経済を活性化する唯一の方法だと思っておりますし、改革が、その成果がフルに出るまでは時間を要しますが、しかし、その芽は着実に出ています、改革は着実に進んでいるというふうに思っております。

御批判は御批判として謙虚に受け止めながら、しっかりと総理を支えて改革をしていくことが私の役割だと思っております。

○辻泰弘君 ストレートなお答えがいただけなかったですけども、まあこのところを追及はしませんけれども。

もう一つ、竹中大臣の名文句と申しますか、感動すべき御発言がございます。ちょっと読ませていただきますと、学者が政府内に入ることの明らかなメリットの一つは、こんなことをしたら政治生命が終わりだという発想がないことです、実際、私には政治生命は関係ない、私は小泉さんに頼まれたからやっているだけであって、やるべき仕事を終えれば一刻も早く大学に帰りたくて思っていますよと、こういう御発言がございます。

そこで、お伺いしたいんですけども、こんなことをしたら政治生命が終わりだという発想がないことのメリットは何でしょうか。

○国務大臣（竹中平蔵君） いろんな難しい立場で政策の決定をしていかなければいけないことがあるかと思えます。その場合に、やはり非常に長い目で見た国民の利益、広い意味での国益というものを素直に感じることができるのかなど。もちろん、先生方皆さん、そういう立場でやられているわけがございますけれども、私はその学者の立場からそういうことができるのであるというふうに思っておりますので、しっかりとやらせていただきたいと思えます。

○辻泰弘君 学者が政府内に入ることの明らかなメリットはこんなことをしたら政治生命が終わりだという発想がないことだと、このようにおっしゃったんですけども、ちょっとちなみに聞きしたいんですけども、学者が政府内に入ると学者生命にはどのような影響があるのでしょうか。

○国務大臣（竹中平蔵君） 非常に大きなリスクがあるというふうに思っております。

これは、基本的には一つの政策を実行していかなければいけません。現実には、いろんな教科書で書かれているような一〇〇%の政策はあり得ませんですから、そういう意味ではしっかりと現実を見ながら、妥協すべき点は妥協しなければいけないかもしれませんですけども、その意味では、究極的な姿を常に議論する理の世界、学者の世界とはやはり違うところに政治、現実の政策はあるのだと思えます。

ただし、私はその理論をやっていたわけではございません、政策の分析をやっていた人間でございますので、その意味では比較的違和感なく一生懸命やらせていただいているつもりでございます。

○辻泰弘君 恐縮ですけれども、あと二点聞きます。

この中で、私は小泉さんに頼まれたからやっているだけと、こういう表現ですけれども、頼まれたからやっているだけなんですか。(発言する者あり)

○国務大臣(竹中平蔵君) 今お答えくださっていますけれども、これは小泉総理から依頼がなければやれないわけでありますので、そういう御依頼を受けまして私なりに真摯に考えさせていただいて、本当に日本のためにお役に立てるんだったら是非お役に立ちたいと、そのようなつもりでやっているわけでございます。

○辻泰弘君 もう一点だけ。一刻も早く大学に帰りたいとおっしゃっていますけれども、そのように今も思っていますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 一刻も早くというのは、私は、これは、あなたも政治家になってはどうかというようなお声も掛けていただいたことございますけれども、私の本分といいますか、仕事はそういった研究者であろうというふうに思っておりますので、そういうことが可能な状況になれば、日本経済が活性化して、自分の仕事に納得のいく答えが出せて、小泉総理から、ありがとう、もういいよと言っただけであればそのようにしたいと思っております。

○辻泰弘君 幾つかちょっと根掘り葉掘り聞き返して恐縮でございましたけれども、率直に言いまして、竹中大臣、恐縮なんですけれども、やはり言葉は躍れど実がないというような、そんな印象がございまして、そういう意味で、私は、呼応するわけじゃないですけれども、若干、その任にふさわしい方かどうかというのは率直に言って疑問に思っているところがございます。

それはそれといたしまして、次のテーマに移らせていただきます。

扇大臣が来られないので、ちょっと、事務、副大臣にお願いすることになりますけれども、扇大臣が先般、決算委員会等で関西の空港のことについて、関西空港を造るときに伊丹を廃止すると一札入れていたと、このような発言をされているところがあるんですね。

そこで、一つ聞いておきたいんですけれども、この大阪国際空港の歴史と経緯について、まずちょっと示していただきたいと思えます。

○副大臣(吉村剛太郎君) 伊丹空港の存廃についての経緯でございますが、御案内のように、昭和三十九年、ジェット機が就航になって、騒音問題が大変深刻になってまいりました。その辺りからスタートしたわけでございます。

本来なら、今、委員おっしゃいましたように、長い経緯がございまして、それに携わった事務方が御報告するの方がベターかと思っておりますが、御指名でございますので。

経緯を御説明しますと大変長い時間が掛かります。したがって、随分と短縮しまして御報告をさせていただきたいと、このように思います。

今申しましたように、三十九年にジェット機が就航して以降、騒音が深刻化したのに伴って、国も、発着時間の段階的制限、航空機騒音防止法の制定、これは昭和四十二年でございますが、による周辺環境対策の実施等により対応しましたが、抜本的改革に至らず、またその一方で、昭和四十四年以降、空港周辺住民から夜間飛行差止めを中心とした訴訟や、伊丹空港の廃止を含む公害等調整委員会への調停申請が相次いで、相次いだ次第でございます。

そうした状況の中で、昭和四十八年七月、航空局長より、地元自治体で構成する騒音対策協議会会長に対し、伊丹空港の将来の在り方については、関西国際空港の開港時点にこ



れを撤去することも含めて可及的速やかに検討するものとし、その検討に際しては地元公共団体の意思を十分尊重するものとする旨の文書を提出いたしました。

また、昭和四十九年八月の航空審議会答申では、関西空港、関西国際空港は、伊丹空港の廃止を前提としてその位置及び規模を定める旨が明記されたところでございます。

その後、昭和五十五年六月に至り、公害等調整委員会から、伊丹空港の存廃については、運輸省が必要な調査を行い、その結果を調停団や関係地方公共団体に開示し、それらの者の意見を聴取の上、運輸省の責任において決定するという手続で処理すべき旨の調停がなされ、運輸省ではこの調停に基づいて昭和五十八年から伊丹空港の在り方に関し広範多岐にわたる調査を開示したところでございます。

さらに、平成二年四月、運輸省は、伊丹空港の需要見通しや地域経済に与えている影響など、その存廃を決定するための判断材料を客観的に整理した調査報告書の地元開示を行い、関係地方公共団体の意見を求めました。これに対し、同年六月に調停団から存続を容認する旨、また七月に騒音対策協議会及び大阪府、兵庫県からは存続を希望する旨の意見が提示されたのを受け、存続後の同空港の運用形態等について地元調査を行った上で、それらを取りまとめた協定書、いわゆる存続協定について、平成二年十一月には調停団との間において、同年十二月には騒音対策協議会との間において調印が行われたところでございます。これらの調印を踏まえ、平成二年十二月、伊丹空港については関西国際空港開港後も存続することを運輸大臣として決定したというのが概略の経緯でございます。

以上でございます。

○辻泰弘君 一つ確認ですけれども、その昭和四十九年の航空審議会の答申、大阪国際空港の廃止を前提としてと、この後しばらくして、当時の徳永国務大臣が、新しい空港ができた場合には現空港の廃止ということもあり得るんだ、そういうもの、そういうようなものを受けて一つの答申をまとめたということで、必ずしも廃止ではないというふうなことをおっしゃったというのが事務当局の説明ですけれども、そう理解していいんですか。

○副大臣（吉村剛太郎君） 今申しましたように、いろいろと経緯がございます。その中で確かに廃止も視野に入れたということも言っておりますし、また審議会、これは審議会の方ですが、廃止が前提というふうなこともございますが、最終的には、もちろん廃止も視野には入っておるとは思いますが、必ずしもそれにとらわれることはない。これから神戸空港もできるわけでございます、その三つをどううまく活用していくかということ、そういう面にも力点を置いておるとというのが現状でございます。

○辻泰弘君 率直に言いまして、扇大臣はこの点について非常に、何と申しますか、激しい表現が、すぐ伊丹はつぶしてと、こういうことをおっしゃるわけなんですけれども、経緯から見てそれは一方的なことじゃないかというふうに思うわけです。それはグランドデザインとしては分らないんですけれども。

それで、私がお聞きしたいのはある意味で一点に尽きるわけなんですけれども、十二月のその審議会の答申の中にある、関西国際空港は国際拠点空港、それから伊丹空港は関西圏における国内線の基幹空港、神戸空港は地方空港と、こういうふうなすみ分けと申しますか位置付けがあるわけなんですけれども、その点を、そういうことで当面いくんだということを確認したいだけのことなんですけれども、その点どうですか。

○副大臣（吉村剛太郎君） 大臣も何度もお答えをしておると思いますが、百年の大計の下ではまたそれなりのグランドデザインもあろうかと思いますが、現実には三つの空港、間もなく三つの空港ということになりまして、今おっしゃいました、それぞれの機能をそ

れぞれ有効に活用していくというのが非常に今日の現実的などころではないかなと、このように思っております。

○辻泰弘君 大臣の発言がいろいろ混乱を生んでおりますので、その点についてはちょっと注意を喚起しておきたいと思うんですけれども、次のテーマに移らせていただきます。鴻池大臣にお伺いをさせていただきたいと思っております。

防災大臣、また特区担当大臣になられて、従事されて全力で取り組んでおられるわけですが、この間の取り組まれた感想をお聞かせいただけますか。

○国務大臣（鴻池祥肇君） 辻委員とは同じ日に兵庫県で当選を果たさせていただいた仲間でございます。友情質問と受け止めさせていただきたいと思うわけでございますけれども。

まず、防災担当であります。お互いに苦労を重ねてまいりました八年前の大震災、この八年目の祈念の日に、追悼式典に政府代表として参加をさせていただきましたことは、大変、思いを新たに防災に取り組まなければならない、そのような思いに至ったことでございます。まして、東京直下型あるいは東南海、東海等、いつ起きてもおかしくないという震災、地震を、目前という言葉が適当ではございませんけれども、しかし、いつ起きてもおかしくない状況下であって、その担当として身の引き締まる思いの毎日でございます。

また、構造改革特区を拝命をいたしまして、地域の知恵あるいは民の知恵、小泉内閣の大変大きな基本方針であります中央から地方へ、官から民へ、できるものはできるだけそのようにしたいという方針に従いまして、特区の構想を全国に広め、そして、ただいま申し上げました知恵と工夫の結晶を特区として各省庁をお願いをして、規制緩和をあるいは規制改革をお願いをしてただいままで参っておるところでございます。幸い、四月の中旬辺りに特区第一号が誕生する運びと相なっておりますので、竹中大臣同様、喜んで仕事をさせていただいているところであります。

○辻泰弘君 鴻池大臣とは何度か選挙を御一緒させていただいて、私が負けてばかりでございましたけれども、こういう形で質問させていただいて私は感慨深いものがございまずし、立場等いろいろ意見も違うところがございまずけれども、同郷の先輩ということで御活躍に敬意を表しているところでございます。

それで、この間の朝日新聞の社説などに、鴻池担当大臣に勸告権をとというような見出しがぱっと出たりしてしまして、御活躍というふうにしたわけですが、調べてみますと、構造改革特区担当大臣は内閣府設置上の特命担当大臣じゃないということで、法令に基づく権限はないと、このように冷たく書いてあるわけでございます。

その意味での限界といいますか、失礼ですけれども、やはり勸告権を持たないことになるわけですが、その点についてどう、やはりそれがあればもっとできるというふうにお考えでしょうか。

○国務大臣（鴻池祥肇君） ただいまのままで大変幸せでございます。

○辻泰弘君 鴻池大臣は別のところで、役職によって仕事ができるタイプと役職がなくても頑張れるタイプと二つある、私はどちらかというとな役職がなくても頑張れるタイプだと、こういうふうにおっしゃっていますが、そういう意味合いのことかと思うわけでございますけれども、そこで、石原大臣にお伺いしたいと思います。

鴻池大臣の勸告権をとこののを、社説に出たのを受けてということになるんでしょうか、石原大臣が勸告権を、石原大臣には勸告権があるわけですね、規制改革の方について。そ

のことを使って、勧告権を使うというふうなことへの決意を表されたというふう聞くんですけれども、そのことについて御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（石原伸晃君） 私は、内閣府の担当相として規制改革を持っておりまして、そして、内閣官房の仕事として行政改革全般を仕事として持っております。

そんな中で、委員御指摘のとおり、内閣府の規制改革を担当する部局の長として勧告権を持っているわけでございます。この勧告権というものは内閣の重要施策を実施する上で必要な権能として担当相に与えられたものでございますので、必要とあらばちゅうちょすることなくこの勧告権を行使するということは職責上あるということをおっしゃただけでございます。

○辻泰弘君 石原大臣にお伺いしますが、今、ILO勧告で労働基本権のことで受けている。人から勧告されたのは余り十分聞かないで、その立場の人が人に勧告して聞いてもらえると思いますか。

○国務大臣（石原伸晃君） ILOの昨年十一月に発せられました勧告につきましては、政府として重要に受け止めておりますが、これまでの我が国政府としての主張、またこれまでのILOの我が国の公務員制度改革に対する対応等々で理解にできない部分、またILOの側に言わせると、情報が不十分な部分があるということで、この間、片山大臣も御答弁をさせていただきましたように、我が国としての今回の勧告に対する考え方を今月中に取りまとめ、ILOの方に情報提供をさせていただくべく鋭意努力をさせていただいているところでございます。

○辻泰弘君 時間が押しておりますので、簡単にお聞きしたいと思います。

鴻池大臣、防災大臣ということでお聞きしたいと思うんですけれども、東南海・南海地震というものが想定されているわけでございます。発生するとかなりの被害が出るということで御検討されているようですけれども、検討状況と今後の対応についてお願いします。

○国務大臣（鴻池祥肇君） 東南海・南海地震は、歴史的に百年から百五十年の間隔で繰り返し発生をしているマグニチュード八クラスの大規模な海溝型地震と聞いております。今世紀前半にも発生のおそれがあり、東海から九州にかけての我が国の広い範囲に地震や津波による甚大な被害をもたらすおそれがあります。政府といたしましても、今のうちから対策を講ずる必要があると認識をしているところでございます。

このため、平成十三年十月に発足をいたしました中央防災会議東南海・南海地震等に関する専門調査会におきまして、被害想定やそれを踏まえた地震防災対策について検討をいたしているところであり、昨年七月に成立いたしました東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が施行される本年の七月ごろをめぐりに中央防災会議に報告する予定でございます。

この結果を踏まえて、法律の施行後、速やかに東南海・南海地震防災対策推進地域の指定や、東南海・南海地震防災対策推進基本計画を始めとする各種防災計画の策定、地震防災対策施設等の整備を進める予定であります。

今後とも、関係機関や地方公共団体、民間事業者と一体となって東南海・南海地震対策を推進してまいりたいと思っております。

○辻泰弘君 もう一点、被災者生活再建支援法が通りましたときの附帯決議で、五年後の見直し規定というものがあつたわけでございますけれども、それがちょうど十五年十一月

になるわけですが、この辺、これについてどういうふうの方針で臨まれるのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣（鴻池祥肇君） かの附帯決議の期日が本年十一月をめどということは委員御承知のとおりでございます。

ただ、財源の問題これありということで、現在、全国の知事会、全国の都道府県から財源の半分をちょうだいしておるわけでございますので、その全国知事会の結論を得て、それから態度を作っていくたいと、このように考えております。そのめどがどうも六月か七月ぐらいではなかろうかと思っております。

○辻泰弘君 これはやっぱり、せっかくできた制度ですから、充実発展の方向で取り組んでいただきたい。どうしても地方の場合は財源がないことになりまますから、どうしても大きくするというにはなかなかつながらないと思うんですが、やっぱりリーダーシップを発揮してやっていただきたいと思ひます。

次のテーマに移らせていただきます。

幼保の一元化、これは特区でも取り上げている問題でございますけれども、このことについてお伺いしたいと思います。

幼保の一元化について、坂口大臣、前に、私も外におりますときは、要は野党におりますときは主張していたけれども、中に入っているいろいろなことを検討しますと、そう簡単で、単純でないということが分かってきたと、このような御発言があったわけですけれども、その幼保一元化と言われることについてのハードルは何だとお考えでしょうか。

○副大臣（鴨下一郎君） 幼保一元化についてのハードルは何かと、こういうようなお話でありますけれども、厚生労働省からの考え方といたしましては、保育所は保育に欠ける児童のための福祉施設でありまして、ある意味で児童が生活をする場でもあるわけでありまして、幼稚園は学校教育法による教育を行う場でありまして、これは学校であると、こういうようなことで、目的や機能がそれぞれ異なるというようなことで一元化ということとはなかなか難しいと、こういう考えであります。

また、このことにつきまして、両施設の一元化をすることについて、一つは保育に欠けない児童に対していかなる理由で公費負担を行うべきなのか、それからもう一つは、保育サービスの現行の公費負担水準を維持することがなかなか難しいということ、さらに、待機児童ゼロ作戦の推進の中で待機児童に対する対策をより優先すべきと、こういうような事情からいろいろと問題があると、こういうようなことでございます。

○辻泰弘君 文科省の方は池坊政務官、来ていただいておりますけれども、池坊さんも前に、私も言っていたけれども、中に入るとなかなか様々な問題があるということに直面しているとおっしゃっているんですけれども、どういうハードルがあるんでしょうか。

○大臣政務官（池坊保子君） 私も今、政府の一員でございますけれども、その前、委員でございましたときに幼保一元化についての質問を幾たびもいたしておりますので、これは私にとりましても懸案事項というふうに思っております。

ただ、どういう障害があるかということでございますが、今、副大臣がおっしゃいましたように、まず目的が違うということでございます。でも、それも時代の流れの中で、時代の流れの中で目的も大体重ね合っている部分が多くなってきたことは事実でございます。

でも、従来から目的が違うために、やはり就学前の幼児に対する教育、保育の在り方が違います。また、国、地方を通じた行政体制も違います。公費負担や利用者負担などの費

用負担の在り方などが違いますので、これらのことをクリアしなければ制度として一つのものにするのは難しいとは思いますが、それぞれ地域によっては、もう子供課というのを設けて、両方の機能を果たしているところがございます。そしてまた、保護者とかの地域のニーズは、同じ年代の子供でございますから、充実した教育を受けさせたいとか、長時間子供を預かってほしいというような声がございますので、それに細やかにこたえたいというふうには思っております。

文部科学省は厚生労働省と連携を取りまして、様々なところで、一緒に研修をしたり、一緒の場所を使ったりとか、そのようなことを今いたしているところでございます。障害は障害としてございますけれども、だんだんそれは低くなっていくと思っております。

○辻泰弘君 厚生労働省にお伺いしたいんですけれども、保育所の目的規定であるところのいわゆる保育に欠けるということですから、保育に欠けるということの今日的意義をどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 保育に欠けるということでもかなりかたくなに言っているように聞こえますけれども、最近、保育に欠ける子というのにつきましても、かなり柔軟に考えております。

例えば、居宅内労働というんでしょうか、家庭の中におきまして労働をされるような場合にも、それは結構でございますと、こういうふうに言っておりますし、また職業を何か探しておみえになる、お母さんが次の就職にいろいろと探しておみえになるというようなときにも、どうぞお預けをいただいて結構でございますというふうにいたしまして、かなりこの保育に欠けるという言葉を柔軟に解釈をしておる次第でございます。

○辻泰弘君 保育に欠けるという理念の下に進められてきた保育所が、本当に全部カバーしていればそれも立派なことなんですけれども、二万五千の待機児童がいると。片や幼稚園の方は、少子化でまだキャパシティーがあると、こういうような状況の中で、また預かり保育をして実質的に朝からつなげると保育の役回りを幼稚園が果たしているということが現実にあるわけございまして、かなり垣根が低くなっているということで、それなりにまだ、ハードルをむしろ自分らの役所で作ったものをそのまま保とうとしているところが率直に言っているように思うんです。

このそれぞれの目的規定を見ますと、「幼児を保育し、」と、幼児を保育ということについて共通しているわけでございます。そのことに向けて、やっぱり一元化ということをもっともっと進めていくべきだと。特区にとどまらず、この点については全国に広げていくべきだと思うんですけれども、坂口大臣、池坊さん、お願いします。

○国務大臣（坂口力君） 保育所とそれから幼稚園ともう建物は共有して一緒にやっても結構でございますと、ここまで参りました。だから、部屋は今まで別々にとっていたんですけれども、同じ部屋で結構でございますと。もう、だから……

○辻泰弘君 特区について。

○国務大臣（坂口力君） 特区について。——いえいえ、そうじゃなくて、もう一般的に同じ部屋で結構でございますと。ここで同じにやっても結構でございますというところまで参りました。

それから、幼稚園の教育要領というものの整合性を確保するというふうな意味で、保育所保育指針を改訂をして幼稚園の教育要綱と格差のないようにしていこう、格差がない

という言葉は悪いですけども、整合性のあるものにしていくということをやっております。ハード面だけではなくて、ソフト面におきましても整合性のあるものにしていく。

また、保育所の資格のある人が幼稚園の資格が取りやすいように、また幼稚園の資格を持っている皆さんが保育士の資格を取りやすいようにと、これもやっていくということで、かなり進んできたというふうに思っております。

○大臣政務官（池坊保子君） 今、大臣がおっしゃいましたように、そして先ほど私は御質問にお答えをちょっといたしましたときに触れましたように、本当に文部科学省と今、厚生労働省は弾力的な設置運営が可能になるようにいたしております。同一の設置主体、施設、職員による幼稚園と保育所の両施設の設置運営が可能でございます。

具体的にはどういうことかと申し上げますと、施設の共用化指針の策定もいたしております。それから教育内容、保育内容の整合性の確保、それから幼稚園教諭と保育士の合同研修の実施、資格の併有の促進、幼稚園と保育所の連携事例集の作成なども行ってございまして、同じテキストを使っているところもございまして、今、八割の方が保育士と幼稚園教諭の両方の免許を持っているということが実情でございます。

○副大臣（鴨下一郎君） 先ほど大臣がお話ししましたところに補足いたしまして、特区におきます実施できる特例措置について少し御説明を申し上げますが、一つは、保育所における保育所児とそれから幼稚園児の合同保育の容認、これをするというのと、それから保育の実施に係る事務を教育委員会へ委託することの容認、この二点が主なものでございまして、これについては今回の構造改革特区の第二次提案において実施できる特例措置というようなことで認めていることでございます。

○辻泰弘君 財務大臣塩川さんにお伺いしたいんですけども、先般の経済財政諮問会議のときの発言の中で、幼保一元化について、幼稚園と保育園で補助金が違うから保育園の方は必死になって反対する、そういう意味で保育園の補助金を下げてやると一緒でもいいということになるんじゃないかと、こういうふうにおっしゃっているんですけども、私は、やっぱり財政的には一応今現状をカバーして、その中で一体的な連携というもので財政を配分していくべきだと思うんですけども、大臣は、これだと、縮小して下げたら保育所の方がいいだろうというふうになるだろうというふうなんですけども、そこはちょっと違うんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○国務大臣（塩川正十郎君） 私は、下げろと言っているんじゃないしに、統一したらどうだと思っておるんです。だけれども、今、小さい子供を、こっちは保育が必要、こっちは教育必要と、そんな区別は実際は付けるべきじゃないんじゃないかと思えますね。それよりも、例えば零歳児から三歳児までは保育園に限るとか、四歳児、五歳児は幼稚園とかいう区別した方が分かりやすいんじゃないでしょうかね。それをごっちゃごちゃにしてしまうから、安いところへ行こうかということになっちゃうんですね。そういうことを選択は私は良くないと思えます。ですから、そこらは一回、政府としてもきちんと整理すべきだと。

幼稚園というのは、まだこの教育体系の中でどういうものかということをきちっと位置付けされていないように思うんですね。学校令、幼稚園令というのは別にあるわけじゃないと思えます。ですから、幼稚園というものは一体どういう教育をするんだということを、まず位置付けをきちっとする必要があるし、保育園はもうその位置付けはきちっとしておりますね。そういうようなこともやっぱり改めて検討する時期じゃないでしょうか。

○辻泰弘君 別のテーマへ移らせていただきますけれども、厚生労働大臣、先般、年金資金の運用について、国全体が責任を持って管理するのが望ましいと、国が責任を持つようにしなけりゃいけないという御発言がございますけれども、この辺についてのお考え、御方針をお願いします。

○国務大臣（坂口力君） 年金につきましては、百四十数兆円に上りますところの積立金を今お預かりをしておるわけでありまして、この運用等につきましては、厚生労働省がやっているというのではなくて、国全体で責任を持つか、あるいはまた厚生労働省から一定の距離を置いた、例えば日銀のようなそういう距離を置いたところに何かを作ってそこが運用をするか、どちらかの方が私は好ましいのではないかというふうに思っている次第でございます。そして、そうした中でより安全に運用ができるという体制が必要であるというふうに思っておりますので、そういう発言をしたところでございます。

○辻泰弘君 医療制度についてお伺いしたいと思うんですけれども、昨年通りました健康保険法の中で、老人医療費の伸びを適正化するための事項を内容とする指針を定めと、こういうことになっていたわけですが、このことについての取組はどうなっていますでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 鋭意検討もいたしているところでございますが、やはりこの高齢者の医療を抑制するというのは、それはただ単にその医療費を削減する、すなわちこの保険点数で調整をするということではなくて、やはり元気なお年寄りをどうつくり上げていくかということに、やはり私は尽きてくるというふうに思っております。その辺のところの対策と併せてやらなければこれはならない問題だというふうに思っている次第でございます。

○辻泰弘君 現在、あの医療保険制度、近々発表されるようではございますけれども、その附則の部分の制度改革の方はやっていらっしゃるようではございますけれども、本則の、本体にもう既に入ったやつがどうも十分しっかり取り組まれているのか疑問に思うんですけれども、この点もしっかりと取り組んでいただきたいと、これはまた別物としてしっかり取り組んでいただきたいと思うんですけれども、その点、もう一遍決意をお願いします。

○国務大臣（坂口力君） その辺につきましても、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○辻泰弘君 同時に、小児救急医療ですけれども、これもいろいろやっていただきながらも、なかなか抜本的な解決につながっていないということでございます。昨年、今年度も拠点病院を造るとか、診療報酬でいろいろ手当てされたこともあったわけではございますけれども、この点についても医療制度改革の中でしっかりと位置付けて抜本的な取組をお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○副大臣（木村義雄君） 少子高齢化社会の中で大変重要な問題だと思っておりますので、今度の医療提供体制のビジョンの中でしっかりと踏まえてまいりたいと、このように思っております。

○辻泰弘君 難病対策についてお伺いしたいと思います。時間がないので、一点に絞り切りますけれども、今まで特定疾患、小児慢性特定疾患ということでやってきたわけでは

れども、それを法的に制度化するというところで取り組んでこられたわけですが、その状況を教えていただけますか。

○副大臣（小林興起君） 予算上は、御承知のとおり、十四年度まで地方公共団体向けの補助金について、制度的補助金とその他補助金というふうに分けて、その他補助金の方については一割カットするという形でやってきたわけでございます。しかし、十五年度からその制度的補助金というのはなくなりまして、地方公共団体向けにつきましては公共投資関係等について五割カットするというような形で、少しその制度的補助金というのは今はもうなくなりましたので、御承知おきいただきたいと思います。

○辻泰弘君 この難病についてはやはり法的基盤が必要だと思うんですけれども、厚生大臣、そのようなお取組でお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 難病問題の法制化につきましては、非常に難しい面も率直に言っているわけでございます。我々も法制化できればというふうに思っておりますが、しかし法制化をするということになりますと、難病なるものの定義を明確にしなければなりません。そういたしますと、現在この難病指定を受けているような疾病の中にもそこから外れてくる可能性もございますし、どういうふうな幅でそれを取るかというようなことも大きな問題になってくるわけでございます。

したがって、これを明確に法律でくくることがいいかどうかという問題もございまして、これは両方の意見があるわけございまして、そうしたところを今最終検討に入っているところでございます。

○辻泰弘君 この難病対策には国と都道府県が半分ずつ負担するというところで来たわけですが、予算補助なるがゆえに都道府県の超過負担が発生しているわけです。このことについて、厚生労働省、総務省、財務省、御見解をお願いします。

○副大臣（木村義雄君） 先ほど財務副大臣からの御答弁にありましたように、その他補助から制度的補助化に切り替えさせていただいたところでございまして、厚生労働省として平成十五年度に三十億円の予算の増額をいたしたところでございます。

○副大臣（若松謙維君） この点につきましては、都道府県からいわゆる都道府県負担の超過負担解消に向けての要望がございまして、厚生労働省にもその申入れをしてきたところです。その結果、平成十五年度予算案におきましては、この特定疾患治療研究費二百十三億円となりまして、前年対比三十億円、一六%増額となされたところです。

引き続き今後とも、尊敬する坂口大臣、厚生労働省にしっかりと予算の確保のために要望してまいる所存でございます。

○副大臣（小林興起君） 御承知のとおり、義務的経費ではございませんので、その掛かった費用、それについて全部国が半分持つという形にはなっておりませんが、お話がありましたとおり、前年に比べて抜本的に数字を増やしましたので、いわゆる交付税率、交付の差につきましては随分解消していくというふうに考えているところでございます。

○辻泰弘君 今おっしゃったように、十五年度は手当てしたということなんですけれども、十二、十三、十四年度は結局地方が泣き寝入りになると、こういうことなんです。

財務省、この点については、やっぱり私は補正なり、あるいは予備費を取り崩してでも、



やはりその部分は国がしっかり支えるということが大事だと思うんですけども、いかがですか。

○副大臣（小林興起君） 今申し上げましたように、これは国が必ず補助しなきゃいかぬという形ではないようになっておりますので、要求官庁から要求がしっかりあり次第、それにこたえて交付してまいりたいと思っております。

○辻泰弘君 時間が限られてまいりましたので恐縮なんですけれども、厚生労働大臣、ちょっと三つ、四つポイントをお聞きします。

一つは臓器移植法の見直しに向けてのことなんですけれども、三年後の見直しと言ったのが五年たちました。このことについてやっぱり国民的議論が必要じゃないかと思うんですけども、厚生労働省としてやはりリーダーシップを発揮していただきたいということが一つです。

あと、無年金障害で大臣は私案を出されました。そのことの検討状況はどうなっているか。医療事故の報告義務化、あと、医療廃棄物対策、これ通告しておりますけれども、この四点について御方針をお示しいただきたいと思えます。

○国務大臣（坂口力君） 無年金化につきましては今検討をいたしているところでございますから、それは今後ひとつ継続してやっていきたいというふうに思っております。

それから何でしたかね、一番先が……

○辻泰弘君 臓器移植。

○国務大臣（坂口力君） 臓器移植につきましては、議員立法でこれ前もお願いをしたわけでございますし、全体としての御議論が今進んできておりますので、我々も鋭意それに合わせて努力をしていきたいと思っております。

それぐらいですかね。まあ、ようけありましたけれども、このぐらいでひとつ。

○副大臣（木村義雄君） 院内感染におきましては、新たなエビデンスに基づく総合的なガイドラインを今策定中のございまして、しっかりと取り組んでまいりたいと、このように思っております。

○辻泰弘君 時間が迫っておりますので、最後に一問質問させてください。

食品安全委員会のことなんですけれども、これまで生産者優先、消費者軽視の行政だったと、このようにBSEの報告にも出ているわけなんですけれども、そのことを今後対応していくため、改善していくために食品安全委員会に消費者の代表の参画ということがやはり必要だと思うんですけども、このことについて、食品安全委員会の方から来ていただいていると思えますので、御答弁お願いします。

○副大臣（根本匠君） 食品安全基本法案、これから、今、出してありますが、この中で、食品安全委員会の所掌事務、これは主として、食品の人の健康へ及ぼす悪影響、要はリスク、リスクであります。これを科学的、客観的に評価すること、食品健康影響評価とっておりますが、こういうことから、食品の安全性の確保に関して優れた識見を有する者によって構成される必要があると、こう考えております。したがって、食品健康影響評価の実施などは、純粋に科学的、専門的な知見に基づいて、しかも客観的かつ中立公正になされる必要がありますので、これは利害調整を行う場ではありませんし、消費者代表ある

いは生産・流通関係者の代表等が委員になることは慎重に検討する必要があると考えております。

ただ、なお、食品の安全性の確保に関する専門的知見としては、消費者意識やあるいは消費者行動などに関するものも必要ではないかと考えておりますので、こうした分野を研究対象としている学者等の専門家についても委員として加わっていただく方向で検討しているところであります。

また、委員会の下に設けられる専門調査会、この専門調査会におきましては、年次計画の検討やあるいはコミュニケーションの在り方など消費者の意見も踏まえながら議論していただくべき事項もありますので、このような専門調査会には消費者の意見を代表する方にも加わっていく方向で検討しているところであります。

○辻泰弘君 以上で私の質問を終わらせていただきまして、再開後に関連質疑をさせていただきますと思います。